

# 「香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」の改正について

## 改正の経緯・概要

土砂等を使用して、埋立てや盛土を行う場合は、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」及び「香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則」により、県が 3,000 平方メートル以上、市が面積 500 から 3,000 平方メートル未満の土砂等の埋立て等に起因する土壌汚染及び土砂の崩落等の災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行ってきたところです。

しかしながら、近年、市内各所においては、太陽光発電事業、資材置き場等の造成を理由に、産業廃棄物である建設汚泥を中間処理した再生土等による埋立て行為が多数行われていますが、再生土等については、千葉県及び市の条例の適用を受けないことから、市民、地元自治会等から土壌汚染、のり面崩落等による災害の発生を懸念する声が多数寄せられている状況です。

現在、これらの埋立て行為について厳格な対応を可能とするため、千葉県において一定の面積以上の再生土等の適正な埋立て等の確保に向けて条例の制定を進めていることから、市においても、「香取市小規模埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例」を改正し、再生土等も規制の対象とするなど必要な事項を改正し、これを補完するものです。

## 主な改正点

- ・土砂等の定義に再生土等のほか、廃棄物以外のものすべてを規制対象とする。
- ・土砂等の発生元を千葉県内に限定
- ・土砂等の安全基準を見直し、再生土等に係る基準を追加する。  
※再生土等については、pH 値、塩分（塩素）濃度、有害物質の含有量を追加
- ・小規模埋立て等に係る近隣住民の同意規定の見直し強化（一部軽減）

○意見の提出期間 平成30年1月17日（水）から平成30年1月31日（水）まで

※郵送の場合は、平成30年1月31日（水）当日消印有効

○意見を提出できる人 市内に在住・在勤・在学する方、本条例改正に関し、利害関係のある方

○資料等の公表を行う場所 環境安全課、情報コーナー（本庁及び各支所1階）

○意見の提出方法 電子メール、ファクシミリ、郵送、窓口への持参

○意見の提出・問い合わせ先

香取市生活経済部環境安全課監視指導班

電 話 0478-50-1248

ファクシミリ 0478-54-1290

電子メール [kanshi@city.katori.lg.jp](mailto:kanshi@city.katori.lg.jp)